

# 事業計画

国民健康保険制度は、少子高齢化などの社会構造の変化や財政基盤の脆弱性等のため、運営は厳しい状況にあるが、国民皆保険を支える中核であり、地域住民の医療の確保と健康の保持増進のため、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を推進していく必要がある。

このため、国保法が改正され、本年4月から県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担う新国保制度がスタートする。

連合会は、こうした状況を踏まえ、業務の効率的な運営に努めるとともに、県及び市町村等と十分に連携し、新制度が円滑に実施されるよう対応していく。

## 1 業務の効率的な運営

国保・後期高齢者医療の診療報酬や介護給付費の審査支払をはじめ、特定健診の費用決済など、保険者と十分に連携して、適切かつ効率的な運営に努める。

## 2 新国保制度の円滑な推進

新国保制度のもと、新たに連合会で実施することとなる国保情報集約システムの運用、高額医療費情報の作成・提供などの業務を適切に実施するとともに、県及び市町村と協力して、新制度が円滑に推進されるよう努める。

## 3 保険者事務への積極的な支援

医療費通知、高額医療費支給、障害福祉サービス給付費の審査など、保険者が行う共同処理事業について、保険者からの要請に基づいて積極的に業務支援を実施し、保険者事務の負担軽減を図る。

## 4 情報セキュリティ対策の推進

個人情報の保護の徹底を図るため、引き続きシステム認証の推進などの安全管理措置を講ずるとともに、第三者審査機関による審査を実施するなど、情報セキュリティ対策に万全を期す。